

## 移動等円滑化促進方針

---

- 4.1 移動等円滑化促進地区・生活関連施設・生活関連経路の設定
- 4.2 移動等円滑化促進地区
- 4.3 移動等円滑化促進地区における取組
- 4.4 行為の届出制度

# 第4章 移動等円滑化促進方針

## 4.1 移動等円滑化促進地区・生活関連施設・生活関連経路の設定

### (1) 地区の設定の考え方

移動等円滑化促進地区の設定要件は、バリアフリー法において以下のとおり定められています。

◆バリアフリー法で定める地区設定の3要件

- ①高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設やその他の施設があり、かつ施設間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ②施設及び施設間を結ぶ経路（道路、駅前広場、通路等）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区
- ③移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

移動等円滑化促進地区の設定要件を踏まえ、大きく2つに分けて岡山市における移動等円滑化促進地区及び範囲の設定の考え方を示します。

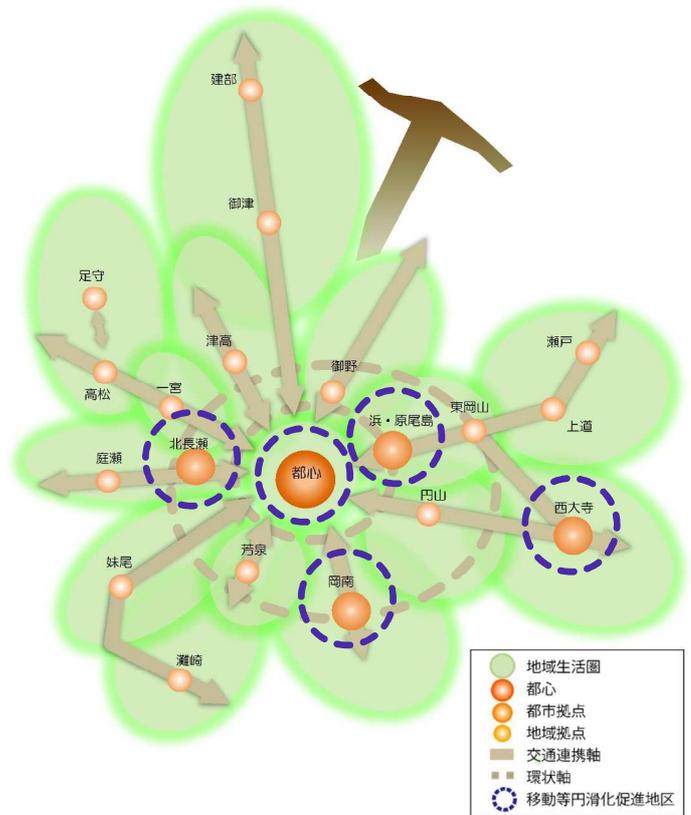
### 1 岡山市第六次総合計画「マスカット型都市構造」を踏まえた設定

岡山市第六次総合計画では、今後の人口減少・少子高齢化の進展を見据え、都心と周辺地域の各拠点に、商業・業務、医療・福祉等の様々な都市機能の集積を図るなど、子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすい、密度の高いまとまりのある都市空間を形成することとしています。

このことを踏まえて、岡山市第六次総合計画で位置づけられている「都心」及び「都市拠点」の計5地区を、移動等円滑化促進地区に位置づけます。

表 4-1 「マスカット型都市構造」を踏まえた移動等円滑化促進地区の設定

岡山市第六次総合計画	移動等円滑化促進地区
「都心」	岡山駅周辺地区
「都市拠点」	北長瀬地区 浜・原尾島地区 西大寺地区 岡南地区



出典：岡山市第六次総合計画

図 4-1 コンパクトでネットワーク化された都市構造「マスカット型都市構造」のイメージ

<範囲設定の考え方>

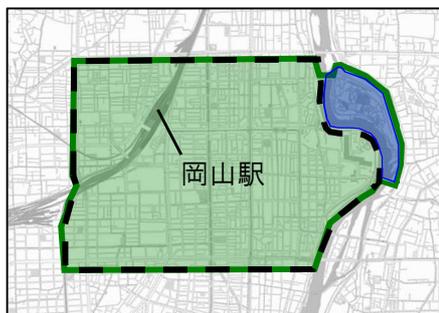
岡山市の都市計画を考慮し、各地区の範囲を以下のとおり設定します。

「岡山駅周辺地区」は、都市機能の集積性が高く、整備による広域波及効果が期待できる区域として設定されている中心市街地の重点整備エリアに、後楽園周辺を加えた範囲を設定します。

その他の地区は、岡山市立地適正化計画において「都市機能誘導区域」に位置づけられている範囲を基本とし、「浜・原尾島地区」では、本地区周辺でより人の移動が多い西川原駅を含むよう範囲を設定します。また、「西大寺地区」では、都市計画制限により都市機能誘導区域には含まれていない箇所が地区内にありますが、移動等円滑化促進地区としては、一体的な移動等の円滑化を図る観点から地区に含めることとします。

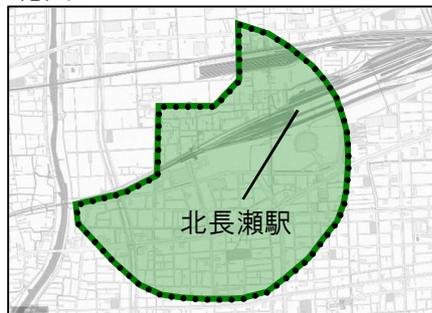
岡山駅周辺地区

中心市街地（重点整備エリア）に  
後楽園周辺（青色部分）を加えた範囲



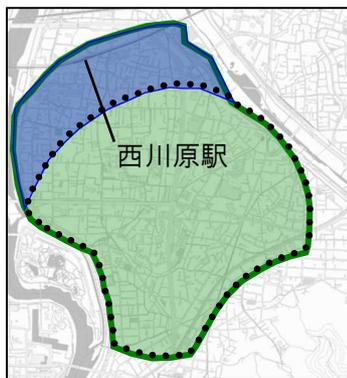
北長瀬地区

立地適正化計画の「都市機能誘導区域」  
の範囲



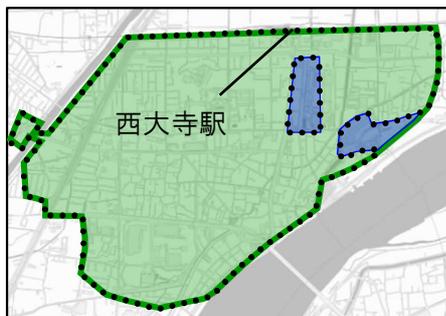
浜・原尾島地区

立地適正化計画の「都市機能誘導区域」に  
西川原駅周辺（青色部分）を加えた範囲



西大寺地区

立地適正化計画の「都市機能誘導区域」に  
青色部分を加えた範囲



岡南地区

立地適正化計画の「都市機能誘導区域」  
の範囲



【凡例】	
	移動等円滑化促進地区 (青色部分含む)
	中心市街地 (重点整備エリア)
	都市機能誘導区域 (岡山市立地適正化計画)

図 4-2 移動等円滑化促進地区の範囲設定

国においては、バリアフリー法により移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針を定めることになっており、令和2年11月20日に「バリアフリー法に基づく基本方針の次期目標（令和7年度末まで）」の最終とりまとめが公表されました。

その中で、鉄軌道駅におけるバリアフリー化（段差の解消等）について、以下のとおり新たな目標が設定されています。

#### 鉄軌道駅におけるバリアフリー化（段差の解消等）

現行

・平均乗降客数が3,000人以上/日の施設は原則100%



次期目標

・平均乗降客数が3,000人以上/日の施設  
 ・移動等円滑化基本構想（重点整備地区）の生活関連施設に位置づけられた平均乗降客数2,000人以上/日の施設は原則100%

追加

このことを踏まえ、平均乗降客数2,000人以上/日の鉄道駅を中心とした移動等円滑化促進地区を、鉄道駅のバリアフリー化の状況を踏まえて設定します。具体的には、平均乗降客数2,000人以上/日で、駅の段差解消及び駅へのアクセス経路（少なくとも1経路）の歩車分離がされている鉄道駅を含む地区は移動等円滑化促進地区に位置づけます。

表 4-2 国の「バリアフリー法に基づく基本方針の次期目標」を踏まえた移動等円滑化促進地区の設定

平均乗降客数2,000人以上/日で、以下を満たす鉄道駅を含む地区 { ・駅の段差解消がされている ・駅へのアクセス経路（少なくとも1経路）の歩車分離がされている }	移動等円滑化促進地区	
	東岡山駅周辺地区	妹尾駅周辺地区
瀬戸駅周辺地区	大元駅周辺地区	
備前西市駅周辺地区	大多羅駅周辺地区	
備中高松駅周辺地区	備前三門駅周辺地区	
備前一宮駅周辺地区		

#### <範囲設定の考え方>

上記の9地区においては、各鉄道駅を中心とした半径1km圏のうち市街化調整区域を除いた範囲を設定します。

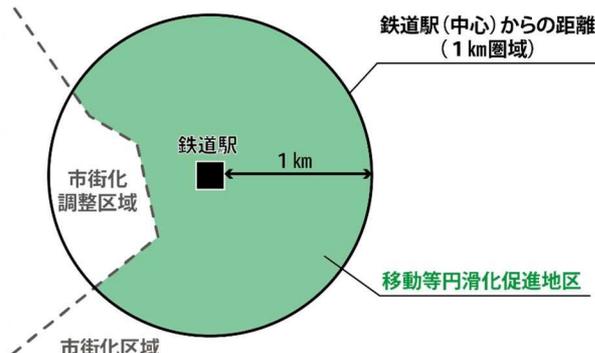


図 4-3 移動等円滑化促進地区の範囲設定イメージ図

## (2) 生活関連施設・生活関連経路の設定の考え方

### 1) 生活関連施設の設定の考え方

生活関連施設とは、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のことを指します。

本計画の移動等円滑化促進地区及び重点整備地区（第5章）における生活関連施設の選定方針として以下のとおり定めます。

- ①国の「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」をベースに検討
- ②以下の利用が見込まれる施設を選定
  - ・不特定かつ多数の者が利用
  - ・主として高齢者・障害者等が利用
  - ・遠方からの広域的な利用
- ③バリアフリー法における移動等円滑化基準適合義務の対象施設を踏まえて選定

表 4-3 国の想定する生活関連施設（左）及び移動等円滑化基準適合義務対象施設（右）

区分	「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」 ＜生活関連施設＞	【参考】バリアフリー法 ＜移動等円滑化基準適合義務対象施設＞
	種類	■旅客施設      ■特定路外駐車場 ■特定公園施設   ■特別特定建築物（床面積2,000m <sup>2</sup> 以上）
官公庁等	都道府県庁、市役所・区役所、役場	■保健所、税務署他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ■銀行その他これに類するサービス業を営む店舗
	郵便局、銀行、ATM	
	警察署（交番を含む）、裁判所	
	市民・地区センター、コミュニティセンター等	
	都道府県税事務所、税務署	
教育・文化施設等	図書館	■特別支援学校 ■公立小中学校 ■劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ■集会場又は公会堂 ■展示場 ■博物館、美術館又は図書館
	市民会館、市民ホール、文化ホール	
	学校（小・中・高等学校）	
	公民館	
	博物館・美術館・音楽館、資料館	
保健・医療・福祉施設	病院・診療所	■病院又は診療所 ■老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの （主として高齢者、障害者等が利用する施設） ■老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの
	総合福祉施設、老人・障害者福祉施設等	
商業施設	大規模小売店舗等	■百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ■公衆浴場 ■飲食店 ■理髪店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋 その他これらに類するサービス業を営む店舗
	商店街等（地下街含む）	
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等	■ホテル又は旅館
公園・運動施設	公園	■都市公園内の園路等 ■体育館・水泳場（一般公共の用に供するもの）、ポーリング場又は遊技場
	体育館・武道館その他屋内施設	
その他の施設	結婚式場、葬祭場等冠婚葬祭に関わる施設	■500m <sup>2</sup> 以上の駐車料金を徴収する路外駐車場 ■自動車の停留又は駐車のための施設 （一般公共の用に供するもの）
	観光施設	
	路外駐車場	
ガイドライン外	—	■鉄道施設、軌道施設、バスターミナル ■車両の停車場等を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの ■公衆便所 ■公共用歩廊

表 4-4 岡山市の移動等円滑化促進地区・重点整備地区における生活関連施設の選定

○ : ガイドラインと同様に選定 一部: ガイドラインの施設の一部を選定  
 追加: 項目を追加選定 × : 項目を未選定

区分	「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」 ＜生活関連施設＞		岡山市の移動等円滑化促進地区・重点整備地区 ＜生活関連施設＞	
	種類	対象	種類	
官公庁等	都道府県庁、市役所・区役所、役場	○	県庁・県民局、市役所・区役所、支所	
	郵便局、銀行、ATM	一部	郵便局、銀行（ATMは除く）	
	警察署（交番を含む）、裁判所	一部	警察署（交番は除く）、裁判所	
	市民・地区センター、コミュニティセンター等	○	地域センター、保健所・保健センター 等	
	都道府県税事務所、税務署	○	税務署	
教育・文化施設等	図書館	○	図書館	
	市民会館、市民ホール、文化ホール	○	市民会館、市民ホール、文化ホール 等	
	学校（小・中・高等学校）	○	小学校、中学校、高等学校	
		追加	聾学校、盲学校、特別支援学校	
	公民館	○	公民館 等	
博物館・美術館・音楽館、資料館	○	博物館、美術館、映画館 等		
保健・医療・福祉施設	病院・診療所	一部	病院（病床数20以上） ※1	
	総合福祉施設、老人・障害者福祉施設等	○	総合福祉施設、老人・障害者福祉施設 等	
商業施設	大規模小売店舗等	一部	店舗面積1,000m <sup>2</sup> 超の大規模小売店舗 ※2	
	商店街等（地下街含む）	○	商店街、地下街	
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等	一部	ホテル・旅館等（50室以上） ※3	
公園・運動施設	公園	一部	総合公園、運動公園、その他不特定多数の利用がある公園 ※4	
	体育館・武道館その他屋内施設	○	体育館 等	
その他の施設	結婚式場、葬祭場等冠婚葬祭に関わる施設	×	—	
	観光施設	○	観光案内所、主要な観光地	
	路外駐車場	一部	市営駐車場、市営駐輪場（民営駐車場は除く）	
ガイドライン外	—	追加	旅客施設 ・鉄道駅 ・軌道駅(電停) ・バスターミナル（岡山駅東口、岡山駅西口、天満屋バスステーション、表町バスセンター、西大寺バスセンター） ・バス乗継拠点 ※5 ・バス停留所（1日の乗降客数が100人以上）	

- ※1～4 不特定多数かつ広域的な利用が見込まれる施設を対象とするため、施設の規模等で要件設定します。  
 ※1 「病院（病床数 20 以上（医療法第 1 条の 5））」を対象とし、診療所（病床数 19 以下）は除きます。  
 ※2 「大規模小売店舗（建物内の店舗面積 1,000m<sup>2</sup> 超（大規模小売店舗立地法施行令第 2 条）」を対象とします。  
 ※3 ホテルや旅館は、客室数が 50 以上の場合、車椅子使用者が円滑に利用できる客室を設ける必要があります（バリアフリー法施行令第 15 条）。  
 ※4 岡山市公園条例に定める、総合公園、運動公園を対象とし、街区公園、近隣公園、地区公園、風致公園、植物公園、歴史公園、墓園、緑道及び緑地は除きます。ただし、地域の実情（利用状況）を踏まえて、西川緑道公園（緑道）、烏城公園（歴史公園）、西大寺緑花公園（地区公園）、国際児童年記念公園こどもの森（近隣公園）、半田山植物園（植物公園）、岡山県総合グラウンド（岡山県所管）は「その他不特定多数の利用がある公園」として対象とします。  
 ※5 岡南地区に整備予定のバス乗継拠点を生活関連施設に位置づけます。

## 2) 生活関連経路の設定の考え方

生活関連経路とは、生活関連施設相互間の経路をいいます。

本計画の移動等円滑化促進地区及び重点整備地区における生活関連経路の設定方針を以下のとおり定めます。

■各地区の拠点となる「**旅客施設**」からの**アクセス動線に配慮し、**

⇒「**旅客施設**」と「**旅客施設以外の生活関連施設**」を結ぶ経路を位置づけ

■各地区内の**回遊性、ネットワークに配慮し、**

⇒**生活関連施設間**を結ぶ経路を位置づけ

■生活関連施設を訪れる人の利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を選定

■路線バス等の公共交通が運行する経路を選定

## 4.2 移動等円滑化促進地区

4. 1 (1) で示した移動等円滑化促進地区の位置関係を示します。また、各移動等円滑化促進地区の概要及び地区図を示します。

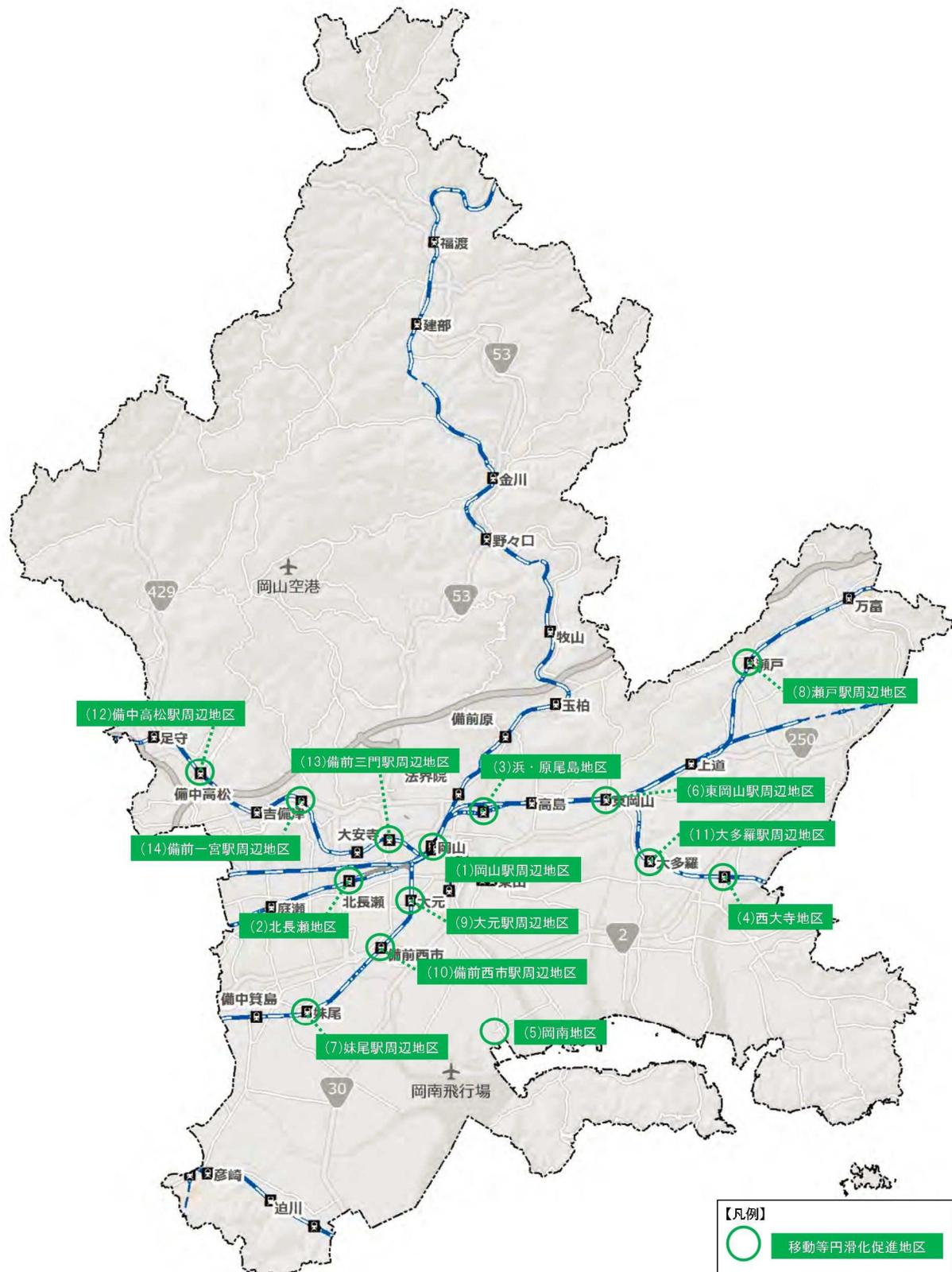


図 4-4 移動等円滑化促進地区の位置関係

## (1) 岡山駅周辺地区

### ◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置づけ	都心
生活関連施設数	202（重点整備地区との重ね指定含む）
生活関連経路延長	22.9 km
移動等円滑化促進地区面積	398 ha
主要な旅客施設（1日の平均乗降客数（R元年度））	岡山駅（138,650人/日）
地区の特性等	<p>岡山都市圏の中核として、商業・業務、医療・福祉、教育・文化、コンベンション等の高次な都市機能を有しています。</p> <p>また、市街地再開発等の民間による都市開発の動きや、「県庁通り歩いて楽しい道路空間創出事業」、岡山芸術創造劇場の整備など様々な事業が推進されており、これらの事業にあわせた一体的かつ一元的なバリアフリー化の推進が求められます。</p>

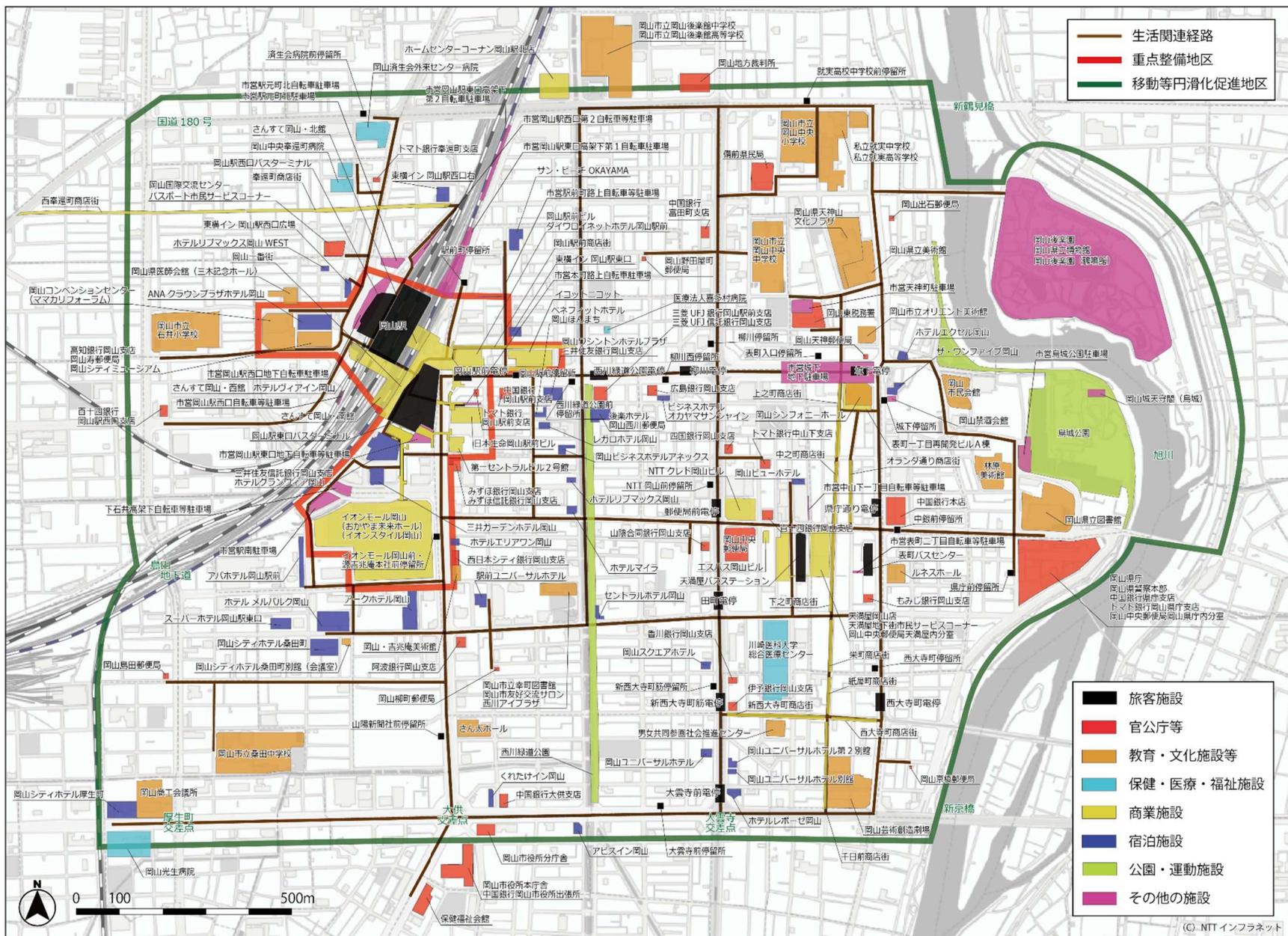


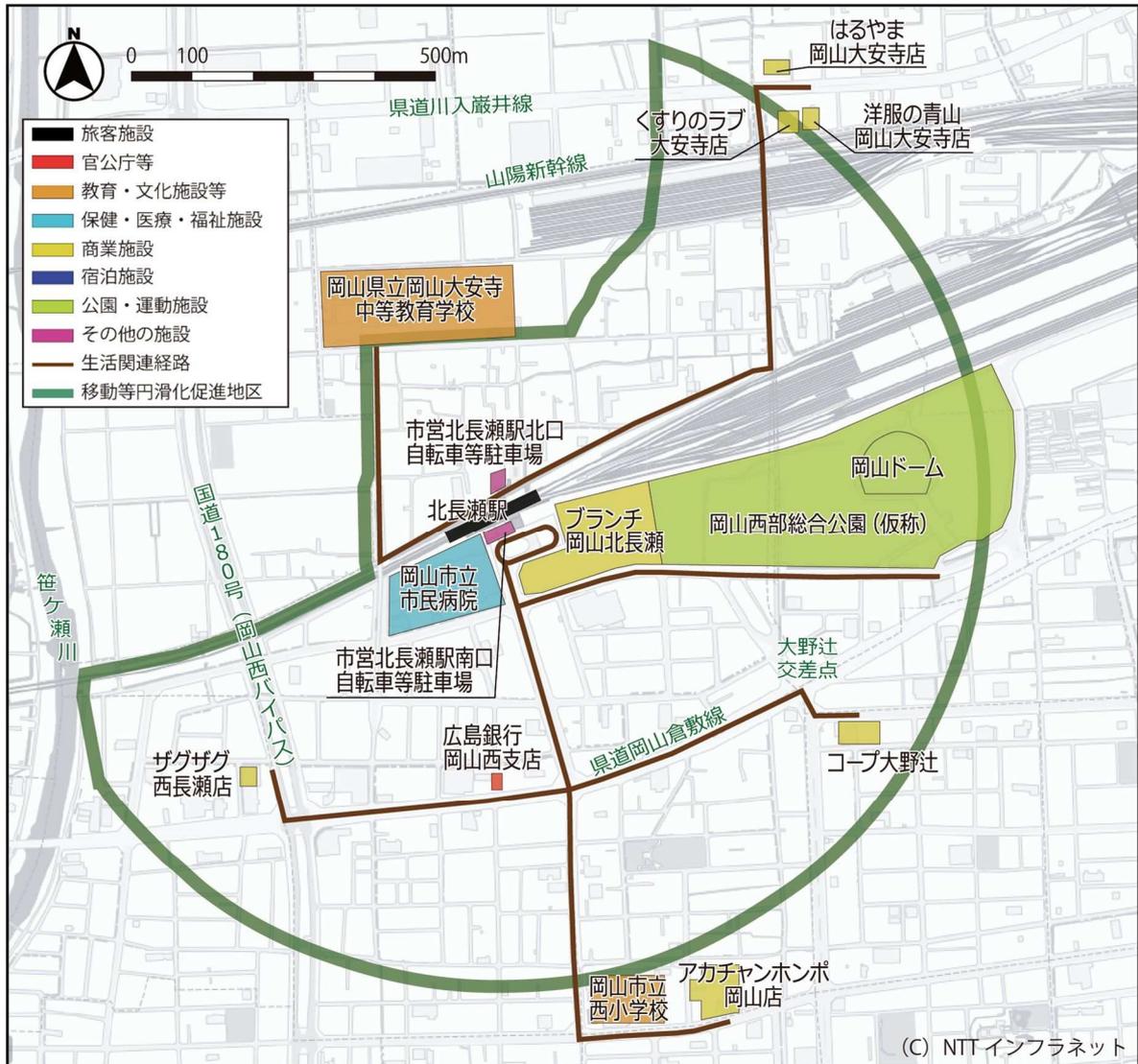
図 4-5 岡山駅周辺地区図

※区域界に接する生活関連施設は対象とします。

## (2) 北長瀬地区

### ◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置づけ	都市拠点
生活関連施設数	16
生活関連経路延長	4.7 km
移動等円滑化促進地区面積	131 ha
主要な旅客施設(1日の平均乗降客数(R元年度))	北長瀬駅 (9,430 人/日)
地区の特性等	<p>駅南地区は、土地区画整理事業や市民病院の移転立地、操車場跡地への岡山西部総合公園（仮称）等の整備、駅前商業施設の開業など拠点化が進んでいます。また、完了した土地区画整理事業により歩道整備が行き届いており、バリアフリー経路確保の実現性が高く見込まれます。</p> <p>一方、駅北地区は、駅利用通学者が多い中高一貫校やロードサイド型の大型施設が多く立地しているものの、駅から施設までバリアフリー化された経路の整備が不十分であり、安全な歩行空間の確保が求められます。</p>



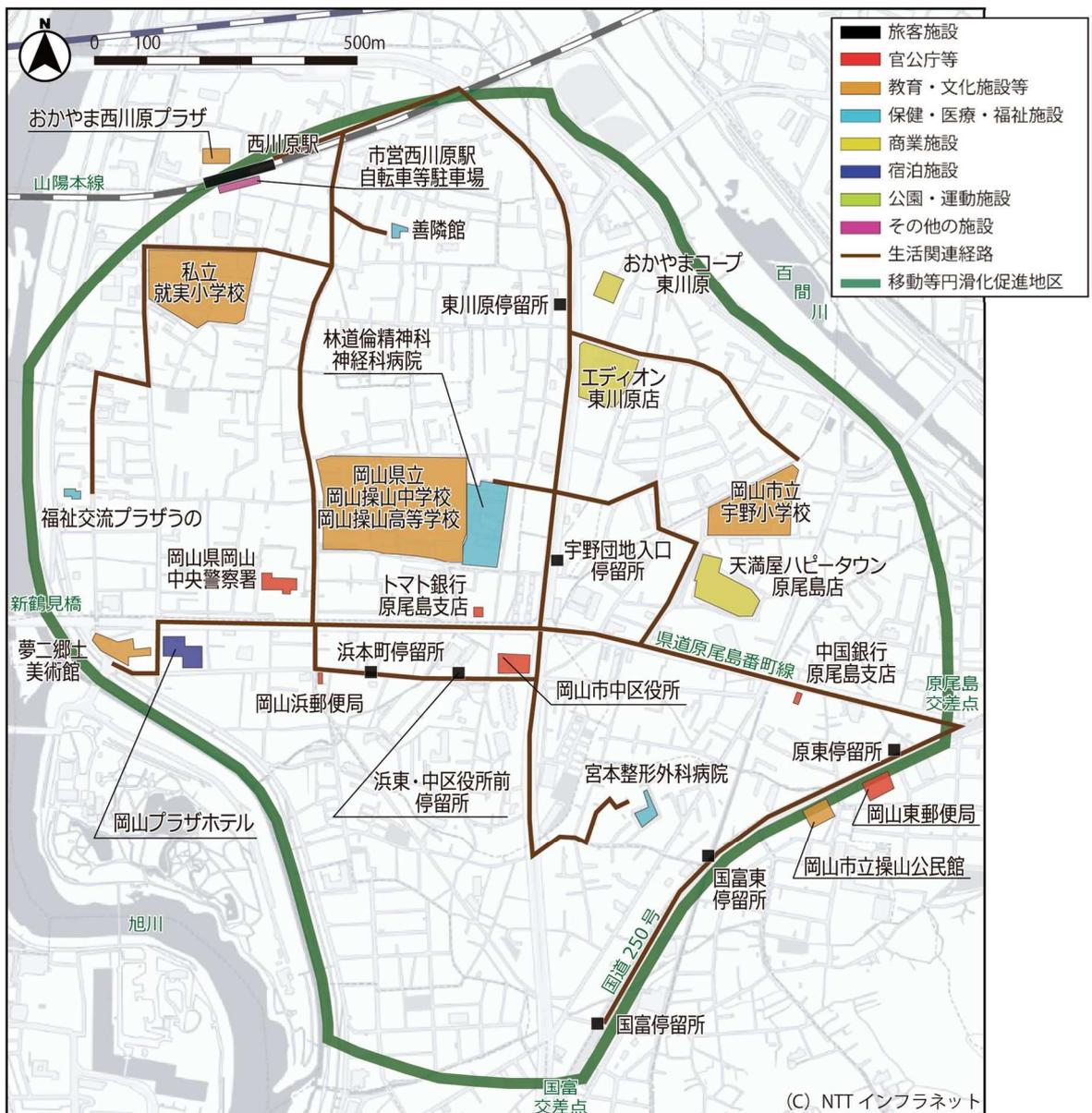
※区域界に接する生活関連施設は対象とします。

図 4-6 北長瀬地区図

### (3) 浜・原尾島地区

#### ◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置づけ	都市拠点
生活関連施設数	30
生活関連経路延長	8.6 km
移動等円滑化促進地区面積	215 ha
主要な旅客施設(1日の平均乗降客数(R元年度))	西川原駅 (7,746 人/日)
地区の特性等	<p>地区の中心に中区役所が位置しており、幹線道路沿いには、警察署や商業施設、宿泊施設等が広く分布しています。また、駅周辺には、小・中・高等学校、大学などが立地し、通学流動が見られます。</p> <p>地区内の幹線道路は、基本的なバリアフリー整備が完了していますが、その他の道路も含めた一体的なバリアフリー化が求められます。</p>



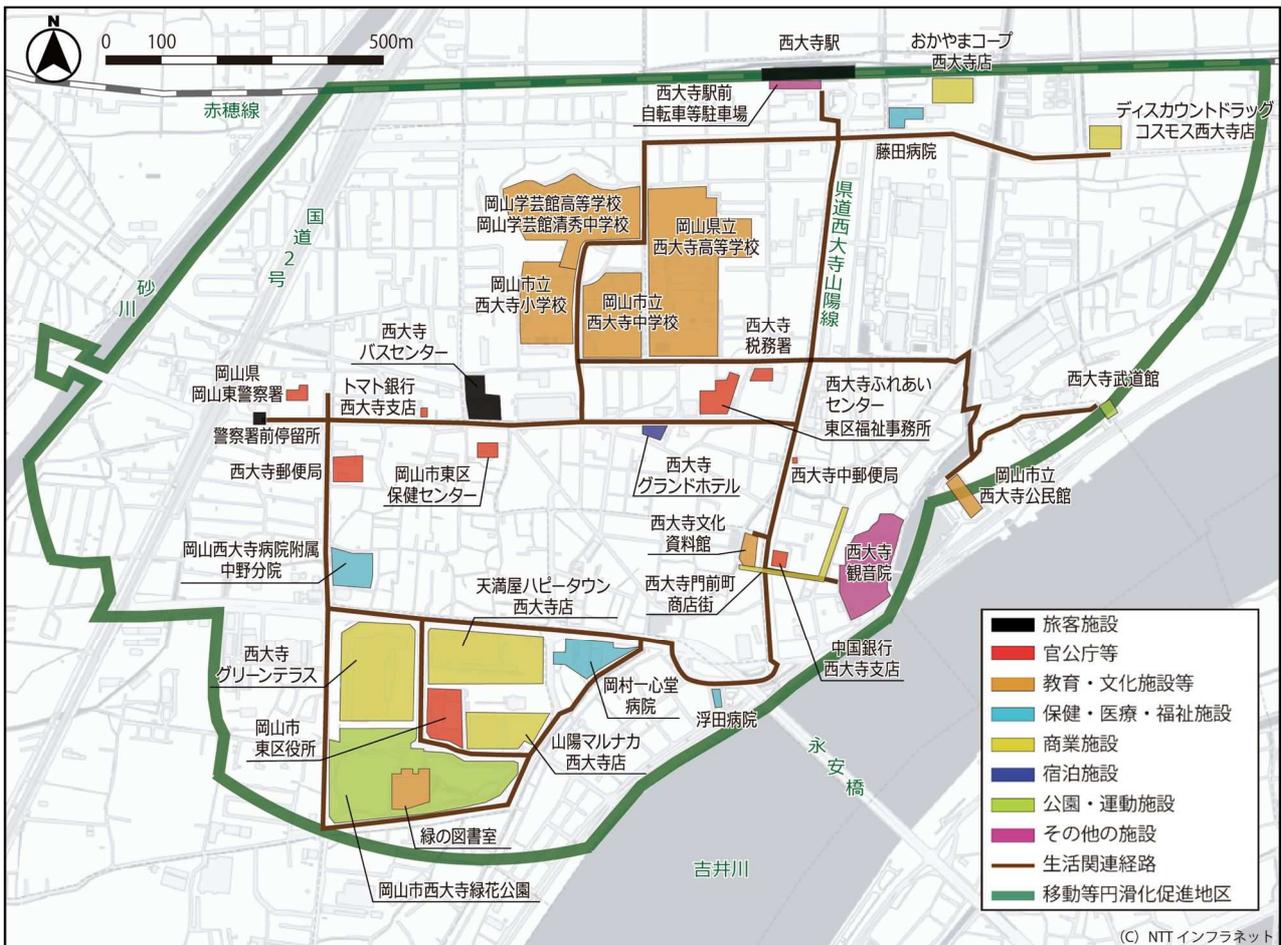
※区域界に接する生活関連施設は対象とします。

図 4-7 浜・原尾島地区図

## (4) 西大寺地区

### ◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置づけ	都市拠点
生活関連施設数	36
生活関連経路延長	7.7 km
移動等円滑化促進地区面積	210 ha
主要な旅客施設(1日の平均乗降客数(R元年度))	西大寺駅 (7,262 人/日)
地区の特性等	<p>生活関連施設数は、岡山駅周辺地区に次いで多く、拠点性が高い地区となっています。</p> <p>駅前広場、小・中・高等学校周辺、東区役所や緑花公園周辺の道路等は、それぞれバリアフリー化された歩道が整備されており、地区内にバリアフリー化が進んだ箇所が点在しています。</p> <p>今後はこれらの地区間をつなぐ経路における重点的な整備により、エリア全体のバリアフリー化の促進が期待されます。</p>



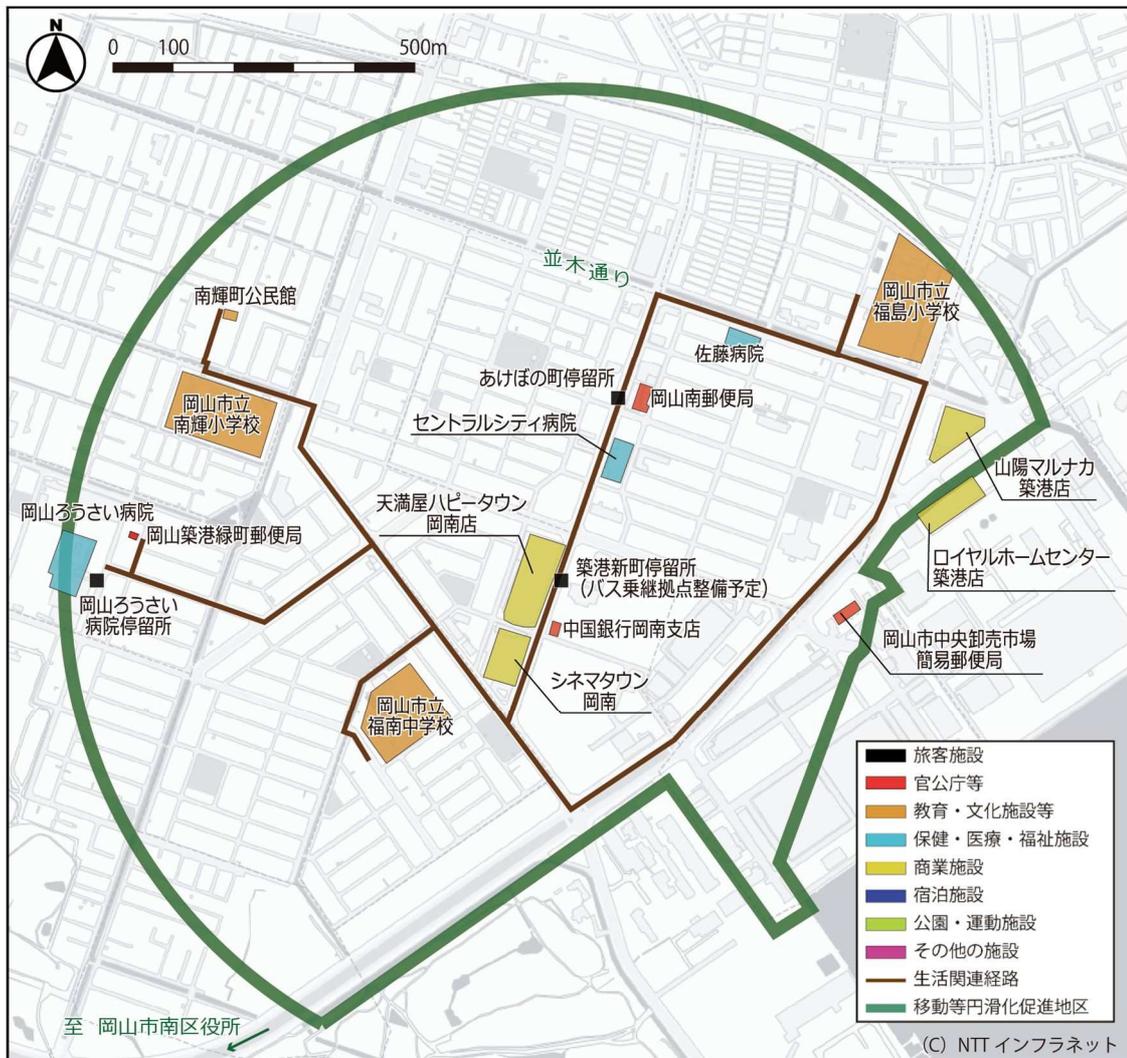
※区域界に接する生活関連施設は対象とします。

図 4-8 西大寺地区図

## (5) 岡南地区

### ◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置づけ	都市拠点
生活関連施設数	18
生活関連経路延長	4.3 km
移動等円滑化促進地区面積	169 ha
主要な旅客施設（1日の平均乗降客数（H27年度））	築港新町停留所（541人/日）
地区の特性等	<p>地区の拠点となる旅客施設（バス停留所）は、岡山市地域公共交通網形成計画において、乗り継ぎ環境の向上に取り組むこととされています。</p> <p>乗継拠点の整備予定箇所には大型商業施設が隣接しており、歩道も整備されていることから、徒歩によるアクセス性が高く、バリアフリー化の実現性は高く見込まれます。</p> <p>地区内には複数の医療施設も立地しているため、バリアフリー化の一体的な整備により都市機能の増進が期待されます。</p>



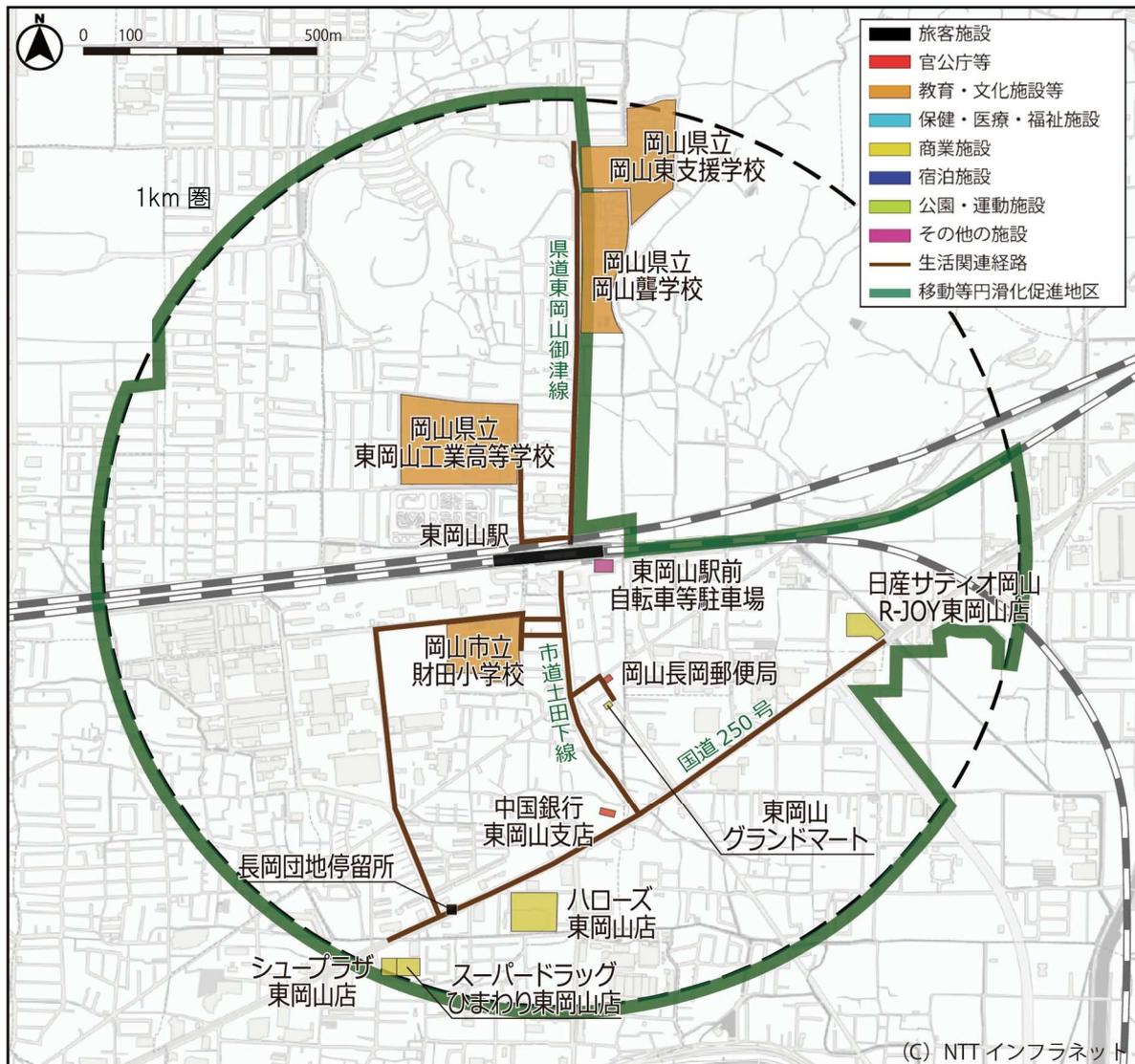
※区域界に接する生活関連施設は対象とします。

図 4-9 岡南地区図

## (6) 東岡山駅周辺地区

### ◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置づけ	地域拠点
生活関連施設数	14
生活関連経路延長	4.3 km
移動等円滑化促進地区面積	237 ha
主要な旅客施設(1日の平均乗降客数(R元年度))	東岡山駅 (7,948 人/日)
地区の特性等	<p>駅の北側には、特別支援学校、聾学校、高等学校、南側には小学校が立地しており、通学流動がみられます。一方、駅南側の国道 250 号沿いには商業施設が複数立地しています。</p> <p>駅南口には駅前広場が整備されており、駅前広場から国道 250 号までを結ぶ市道土田下線には、両側にバリアフリー化された歩道が整備されていますが、国道 250 号の歩道は舗装面の凹凸等の段差が多く、歩道の改善による連続的なバリアフリー経路の確保が求められます。</p>



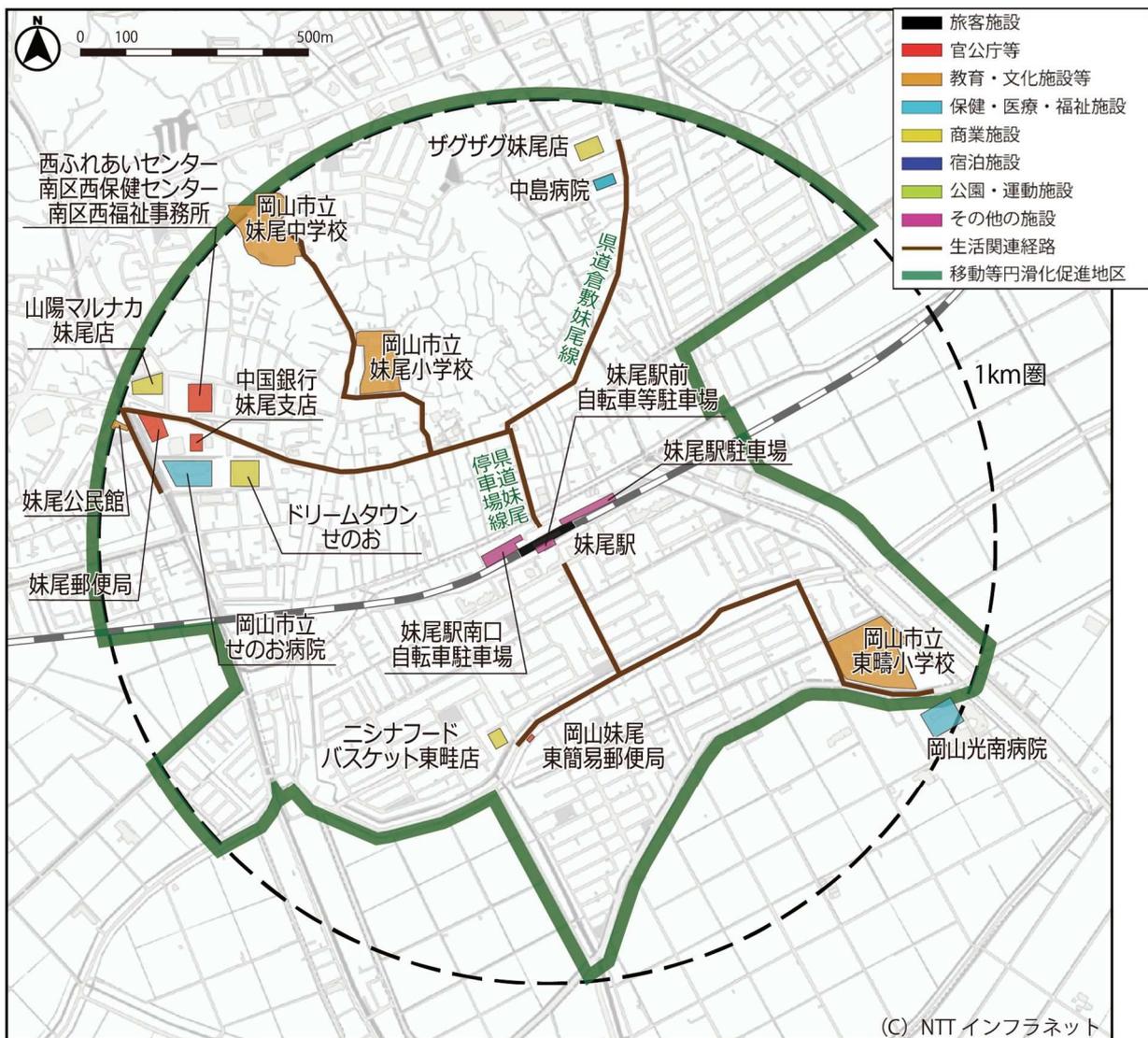
※区境界に接する生活関連施設は対象とします。

図 4-10 東岡山駅周辺地区図

## (7) 妹尾駅周辺地区

### ◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置づけ	地域拠点
生活関連施設数	21
生活関連経路延長	4.3 km
移動等円滑化促進地区面積	223 ha
主要な旅客施設(1日の平均乗降客数(R元年度))	妹尾駅 (6,326 人/日)
地区の特性等	<p>駅から北西方面に主要な施設が集約的に立地していますが、駅北側の道路は大部分が狭隘で、歩車分離されていない状況となっており、通行の安全性確保が求められます。</p> <p>一方、駅南側は住宅開発に合わせた道路整備がなされており、主要な歩行動線には歩道が整備されています。</p>



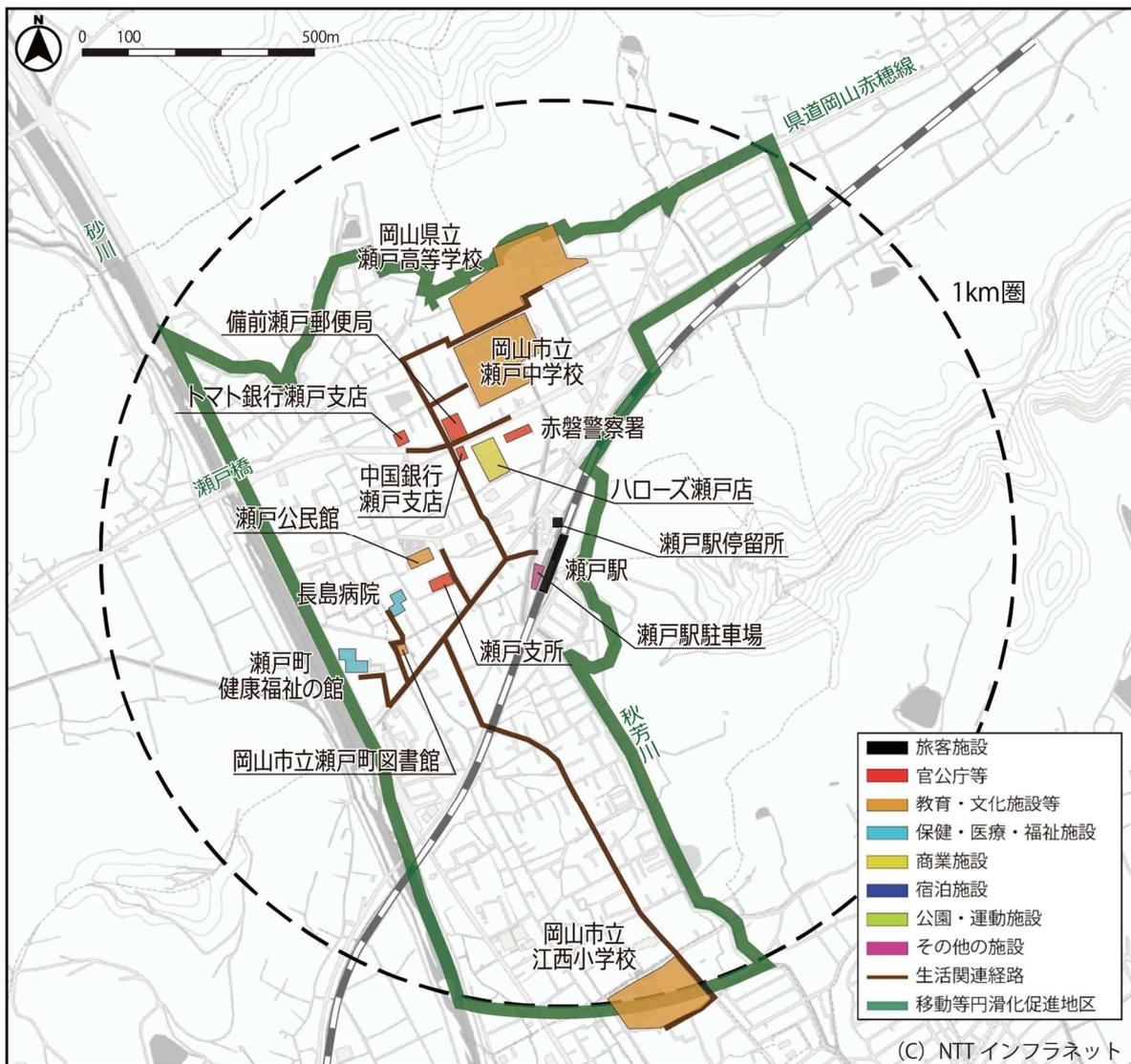
※区域界に接する生活関連施設は対象とします。

図 4-11 妹尾駅周辺地区図

## (8) 瀬戸駅周辺地区

### ◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置づけ	地域拠点
生活関連施設数	16
生活関連経路延長	3.3 km
移動等円滑化促進地区面積	110 ha
主要な旅客施設(1日の平均乗降客数(R元年度))	瀬戸駅 (5,360人/日)
地区の特性等	<p>駅周辺に生活関連施設が多く立地し、通勤・通学、日中の買い物等の歩行や自転車通行が多くみられます。</p> <p>駅前広場や県道岡山赤穂線はバリアフリー化の整備がされていますが、その他の道路の大半は歩道が未整備であり、これらの道路の整備による一体的なバリアフリー化が求められます。</p>



※区域界に接する生活関連施設は対象とします。

図 4-12 瀬戸駅周辺地区図